

(別紙第9)

家事事件手続法及び家事審判法適用事件一覧表

※ 以下、「旧法」とあるのは家事審判法を、「新法」とあるのは家事事件手続法を、「整備法」とあるのは「非讼事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を示す。

【原則】

根拠規定

旧法適用事件	整備法施行(平成25年1月1日)前に申し立てられた家事事件 (具体例) イ 整備法施行前に申し立てられた家事審判事件又は家事調停事件 ロ 整備法施行前に申し立てられた家事調停事件について調停が成立せず、整備法施行前に旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合の当該家事審判事件	整備法4条1号
	整備法施行(平成25年1月1日)前に職権で手続が開始された家事事件 (具体例) イ 整備法施行前に職権で手続が開始された家事審判事件 ロ 整備法施行前に旧法11条、18条2項又は19条1項の規定により調停に付され、職権で手続が開始された家事調停事件	
新法適用事件	上記以外の家事事件	家事事件手続法附則2条

【例外】 整備法施行後に申し立てられた又は開始された事件であっても、旧法が適用される場合

事件	旧法が適用される場合	根拠規定
総則		
1 家事審判事件	整備法施行前に家事調停の申立てがあった事件について調停が成立せず、整備法施行後に旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合	整備法4条2号
2 保全処分及びその取消しの審判事件	次のイからハまでの事件に係る場合 イ 整備法施行前に申し立てられた家事事件 ロ 整備法施行前に職権で手続が開始された家事事件 ハ 上記1の場合の家事審判事件	整備法4条3号
3 家事調停事件	整備法施行前に家事審判の申立てがあった事件について、整備法施行後に旧法11条の規定により調停に付した場合 整備法施行前に訴えの提起があった事件について、整備法施行後に旧法18条2項本文又は19条1項の規定により調停に付した場合	整備法4条4号 前段 整備法4条4号 後段
各則		
4 財産の保存又は管理に関する家事審判事件	整備法施行前に申し立てられた次のイからチまでの処分の申立てに係る財産について、その保存又は管理に関する審判が申し立てられた場合 イ 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分 (別表第一の15) ロ 不在者の財産の管理に関する処分 (別表第一の55) ハ 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分 (別表第一の66) ニ 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分 (別表第一の82)	整備法4条5号

		<p>ホ 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分(別表第一の88)</p> <p>相続財産の保存又は管理に関する処分 (別表第一の90)</p> <p>ト 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分 (別表第一の97)</p> <p>チ 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分 (別表第一の99)</p>	
5	寄与分を定める処分の審判事件	<p>整備法施行前に申し立てられた遺産分割審判事件に関して、寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた遺産分割調停事件について調停が成立せず、整備法施行後に、旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあつたものとみなされた場合の当該遺産分割審判事件に関して、寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の審判事件と同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の調停事件について調停が成立せず、整備法施行後に、旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあつたものとみなされた場合の当該寄与分を定める処分の審判事件と、同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合</p>	整備法4条6号 前段
6	寄与分を定める処分の調停事件	<p>整備法施行前に申し立てられた遺産分割調停事件に関して、寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた遺産分割審判事件について、整備法施行後に、旧法11条の規定により調停に付した場合の当該遺産分割調停事件に関して、寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の調停事件と同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合</p> <p>整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の審判事件について、整備法施行後に、旧法11条の規定により調停に付した場合の当該寄与分を定める処分の調停事件と、同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合</p>	整備法4条6号 後段
7	特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件	整備法施行前に申し立てられた特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件と同一の相続財産に関して、他の特別縁故者から相続財産の分与の審判の申立てがされた場合	整備法4条7号 後段
			整備法4条8号

【その他】 注意を要する場合等

- 1 後見監督事件: 関連する後見開始事件が旧法適用事件であったとしても、整備法施行後に立てられた後見監督事件は新法適用となる。成年後見に関する審判事件、保佐に関する審判事件及び補助に関する審判事件は、整備法4条5号に掲げる財産の保存又は管理に関する処分に含まれない。
- 2 後見開始の審判の取消事件: 関連する後見開始事件が旧法適用事件であったとしても、整備法施行後に立てられた後見開始の審判の取消事件は新法適用となる。
- 3 事件の併合: 上記【例外】の5から7までの立法趣旨は、併合しなければならない事件については、両事件を同一の規律で処理するのが相当である点にある。